

報告事項 1

行政文書不開示決定処分取消請求事件等について

このことについて、行政文書不開示決定処分取消請求事件2件及び自己情報不開示決定処分取消請求事件1件の訴訟提起がありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成24年6月7日

教 職 員 課

平成24年6月7日
教 職 員 課

行政文書不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成24年5月8日付けで名古屋地方裁判所に行政文書不開示決定処分取消請求事件が提起されましたので（5月15日訴状送達）、報告します。

1 当事者

原告 安城市在住の県民

被告 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

2 請求の趣旨

- (1) 愛知県教育委員会が原告の平成23年5月23日付け行政文書開示請求に対してなした平成23年12月21日付け23教特第512号の行政文書不開示決定処分を取り消す。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事案の概要

【開示請求の内容】

県立特別支援学校に対して

個別の教育支援計画・実践に関する文書のうち、医師の診断が発達障害になっている部分 H22年度 H23年度

【不開示決定の理由】

- ・ 個人識別情報であるか又は個人を識別できなくとも公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
- ・ 学校運営事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

【原告の主張】

以前（平成20年度、21年度）、愛知県教育委員会は原告に対して個別の教育支援計画、個別の指導計画を情報提供（一部開示）したことがあり、その後開示・不開示の判断基準を変更しなければならない状況は生まれていない。

このことから本件開示請求に対してなされた行政文書不開示決定処分は違法であり、取り消されるべきである。

4 第1回口頭弁論期日

平成24年6月18日(月) 午前10時15分

平成24年6月7日
教 職 員 課

自己情報不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成24年5月11日付けで名古屋地方裁判所に自己情報不開示決定処分取消請求事件が提起されましたので（5月21日訴状送達）、報告します。

1 当事者

原告 安城市在住の県民

被告 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

2 請求の趣旨

- (1) 愛知県教育委員会が原告の平成24年4月16日付け自己情報開示請求に対してなした、平成24年4月27日付け24教特第78号の自己情報不開示決定処分を取り消す。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事案の概要

【開示請求の内容】

名古屋盲学校A教頭が別件訴訟において作成した報告書に関する開示請求

- ・ A教頭が作成した開示請求人に対して情報提供することの許可を求める文書及び決裁文書
- ・ A教頭が開示請求人に対して情報提供した個別の教育支援計画の内容、作成機関名、作成者名がわかる文書

【不開示決定の理由】

開示請求に係る保有個人情報を作成又は取得していないため。

【原告の主張】

原告は愛知県教育委員会から情報提供の形で「個別の教育支援計画」を入手した。これに際して、愛知県教育委員会は、実施機関として情報公開制度上、本来不開示にすべき情報である「個別の教育支援計画」を情報提供できるか否かを判断するために、A教頭に対して原告の言動が記載されている文書の提出を求めたはずである。また、A教頭は情報提供に関する決裁を特別支援教育課長等に求め、情報提供する特別支援学校名、学年、作成者等が記載された「個別の教育支援計画」を決裁権者に提出したと考えられる。

以上のことから、原告が開示請求した保有個人情報は存在するはずであり、本件自己情報不開示決定処分は取り消されるべきである。

4 第1回口頭弁論期日

平成24年6月18日(月) 午前10時15分

平成24年6月7日
教 職 員 課

行政文書不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成24年5月15日付けで名古屋地方裁判所に行政文書不開示決定処分取消請求事件が提起されましたので（5月22日訴状送達）、報告します。

1 当事者

原告 安城市在住の県民

被告 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

2 請求の趣旨

- (1) 愛知県教育委員会が原告の平成24年3月8日付け行政文書開示請求に対してなした、平成24年5月1日付け24豊高養第1034号の行政文書不開示決定処分を取り消す。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事案の概要

【開示請求の内容】

豊田高等養護学校に対して、

- ・ 知的障害者、自閉症者、発達障害者、学習障害者の定義が記載されている文書
- ・ 発達障害と医学診断する医療機関名が記載されている文書
- ・ 発達障害を有する児童生徒に対する指導助言が記載されている文書

【不開示決定の理由】

開示請求書の記載内容が、対象行政文書の特定に不十分であるため、相当の期間を定めて補正を求めたが、補正されないため。

【原告の主張】

豊田高等養護学校は、愛知県教育委員会情報公開事務取扱要領に基づいて、行政文書開示請求書に記載の内容を理解し、対象行政文書を確定して請求を受け付けた。

同要領によれば、特定には「合理的な範囲の行政文書に特定され得る記載がなされていれば差し支えない」、また、開示請求書に形式上の不備がある場合は「その場で指導等を行うものとする」との規定がある。

こうした事情に鑑みると、愛知県教育委員会が、形式的不備があることを前提とし、情報公開請求書の記載内容が行政文書を特定するために不十分であると主張する根拠はないと言える。

以上のことから補正依頼は違法であり、補正依頼に対する非応答を理由とする本件行政文書不開示決定は取り消されるべきである。

4 第1回口頭弁論期日

平成24年6月18日(月) 午前10時15分